

## 運動の重点に関する主な推進項目

### 運動の重点1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

#### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手をあげるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進

イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

#### (2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

### 運動の重点2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

#### (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進

#### (2) 飲酒運転の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

#### (3) 妨害運転等の防止

ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進

イ 「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

**(4) 二輪車運転者等に対する広報啓発**

- ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

**(5) 高齢運転者の交通事故防止**

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（＃8080(シャープハレバレ)）の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

**(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底**

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

**運動の重点3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底**

**(1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知**

- ア 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行（令和5年4月1日予定）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

**【自転車安全利用五則】**

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

**(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底**

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を利用した配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店

等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

**(3) 自転車利用者等の安全確保**

ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

ウ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

エ 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知及び自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

## 運動の実施要領

### 1 地域、家庭等における活動

- (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (3) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (5) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

### 2 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (1) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

### 3 中学校、高等学校、大学等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

### 4 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 福祉機関等との情報共有等、連携した高齢者の交通事故防止活動の推進

### 5 職域における活動

- (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (3) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (6) 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底
- (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (8) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

### 実施機関・団体の活動

- 1 県・市町村（交通対策協議会）
  - (1) 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
  - (2) 県民、地域住民に対する広報活動（SNS、広報車、広報紙、防災無線等）の実施
  - (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- 2 教育委員会
  - (1) 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
  - (2) 各種教材を活用した交通安全教育の促進
  - (3) P T A等関係機関・団体に対する協力要請
- 3 警察
  - (1) 交通指導取締り
  - (2) 交通事故情報等の提供
- 4 道路管理者
  - (1) 交通安全施設の点検
  - (2) 各種装置による道路情報等の提供
- 5 交通安全協会など県交通対策協議会構成機関・団体
  - (1) 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
  - (2) 会員・所属職員に対する運動の周知徹底